

発議第3号

福島町議会委員会条例の一部改正について

福島町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年3月17日 提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 滝川明子

福島町議会委員会条例の一部を改正する条例

福島町議会委員会条例（昭和62年福島町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人 総務課、財務課、吉岡支所、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及びその他総務教育に関する事項並びに他の常任委員会に属さない事項</p> <p>(2) 経済福祉常任委員会 6人 町民課、産業課、建設課、農業委員会及びその他経済福祉に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人 総務課、財務課、吉岡支所、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及びその他総務教育に関する事項並びに他の常任委員会に属さない事項</p> <p>(2) 経済福祉常任委員会 6人 町民課、産業課、建設課、農業委員会及びその他経済福祉に関する事項</p> <p><b>(3) 広報・広聴常任委員会 12人</b> <b>広報広聴の実施に関する事項</b> <b>①総務教育部会 6人 総務教育常任委員会の所管に関する事項</b> <b>②経済福祉部会 6人 経済福祉常任委員会の所管に関する事項</b></p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

# 議案説明資料

## 発議第3号関係

### 福島町議会委員会条例の一部改正について

#### 1. 提案の理由

福島町議会の委員会活動を通して町民懇談会や各種団体との懇談会を実施することにより町民の意見を積極的に聞くことや議会の情報を発信し議員の資質の向上を図り、議会の活性化に資するため福島町議会委員会条例の一部を改正するものです。

#### 2. 改正の主な内容

福島町議会委員会条例では、総務教育常任委員会と経済福祉常任委員会があり、それぞれ所管の事務について調査をしていますが、町民や各種団体との懇談や情報の提供など積極的に活動することにより委員会活動の充実、強化により議会の活性化に資するため、広報・広聴常任委員会を設置したく条例の一部を改正するものです。

#### 3. 施行期日 平成20年4月1日から施行する。